

○議長 横尾 武志君

まず7番、松岡議員の一般質問を許します。松岡議員。

○議員 7番 松岡 泉君

皆様、おはようございます。公明党の松岡泉、7番でございます。よろしく申し上げます。今日は3件、一般質問をさせていただきます。通告書に従いまして、お伺いいたします。

1件目はですね、障害者の日常生活支援についてでございます。障害者の日常生活支援は、介護保険法でのサービスとは異なり、介護者を視点としたサービスは考慮されていないのが実態であります。障害を持つ当人の支援はもとより、その人を支える家族等への支援も十分に行われているとは言えません。障害者福祉サービスの大枠は国が定める中、実施主体者は県や町となっております。課題の解決には、国による抜本的なサービスのあり方の見直しが必要となると考えます。障害者に寄り添ってサービスを行っているのは、あくまでも県や町であります。その県や町が国に対して、問題について所要の行政要望を積極的に行うことが障害者福祉サービスの向上につながるものと考えております。今回ですね、事案を提示いたしまして、その事案をもとに町の障害者の日常生活支援のあり方について、お伺いしたいと思います。

この事案はですね、障害を持つ当人が生活介護等の外出に際し、家族またはヘルパーの支援によって室内から車椅子ごと電動車椅子用昇降機に乗り、外へ出ておりました。しかし、この昇降機なんですけど、実は同居しておりますおばあちゃんの介護保険サービスによるレンタルによって提供されたものでありました。しかし、残念なことながら、おばあちゃんが亡くなったと。そういうことで、その、使っております昇降機が使えなくなったと。そういうことで、成人となっている障害を持つ当人を外へ連れ出すことが非常に困難な状況になりました。そういったことで御家族の方から御要望がありました。「成人した子は車椅子を常に手放すことができず、外へ連れ出すのは非常に力が要ります。」ということです。それと、当然ながら重度障害者の方ですので、居宅介護として手厚くですね、2名の支援の配置を得ながら、そういった支援を受けているわけですけども。そういった状況でありますけども、それでも連れ出すのが非常に厳しい状況になったということでもあります。

そんな中ですね、介護保険法によるこの福祉サービスでは、レンタルで当然、昇降機がしっかりと規定にありまして、月数千円なんですけど、金額で使えたということですけども、それが使えなくなったということで、こういった障害者サービス、福祉サービスでもですね、レンタルができないかという主訴でありました。

そこでお伺いするわけですけども、要旨（1）ですが、障害者日常生活支援と介護保険サービスの相違点は何かということで、この昇降機について障害者サービスの中でもレンタルが可能かどうかについて、まずお伺いいたします。

○議長 横尾 武志君

執行部の答弁を求めます。福祉課長。

○福祉課長 吉永 博幸君

介護保険制度による車椅子用の電動昇降機を初めとした福祉用具は、要介護者等の日常生活の便宜を図るための用具及び要介護者等の機能訓練のための用具であって、利用者がその居宅において自立した日常生活を営むことができるよう助けるものについて保険給付の対象としており、貸与が原則となっています。貸与が原則となっている理由は、利用者の身体状況や要介護度の変化、福祉用具の機能の向上に応じて、適時・適切な福祉用具を利用者に提供できるようにしているためでございます。ただし、腰掛便座を初め、他人が使用したものを再利用することに心理的抵抗感が伴うもの、使用によってもとの形態・品質が変化し再利用できないものは、購入費を保険給付の対象としております。

一方、障害者に対する地域生活支援事業における日常生活用具等給付事業については、目的を重度の障害者に対し、自立生活支援用具等の日常生活用具を給付または貸与するなどにより、日常生活の利便を図り、福祉の増進に資することとしています。ただし、貸与という文言は入っておりますが、基本的には給付という取り扱いです。これは、日常生活用具が特殊マットや便器、ストーマ装具等の、ほかに流用できないもの、あるいはネブライザー——吸入器でございます。等の使用によって形態や品質が変化するものが中心であること、障害の状況が一人一人違い、カスタマイズする必要もあるためでございます。

以上、説明しましたとおり障害福祉サービスは給付が原則となっており、レンタルはできない仕組みとなっております。なお、日常生活用具として購入していただければ、耐用年数が到来しますと新しいものに同じ条件で更新できます。

以上でございます。

○議長 横尾 武志君

松岡議員。

○議員 7番 松岡 泉君

今、「違います。」ということで、高齢者の福祉サービスと障害者の福祉サービスは若干そういう点で違うという答弁でありました。中には、障害者が生活用具として使うものに関してはカスタマイズされるということで、好まれないということもあるんでしょうけど。今回の場合の事案のように昇降機、そういったものについてはですね、カスタマイズに当たらないので、違和感も抵抗感もないんじゃないかと。そういう意味からすると、障害者の方がですね、やっぱりそういった非常に困っておられる中で、経済的な負担もありますので、この軽減を図るためにはですね、同じような、一部についてはですね、同じようなサービスを行ってもいいんじゃないかと考える

わけですね。

それでは2番に移りますが、要旨（2）ですが、障害者の日常生活用具サービスはどう行われているかという点でありますけど。まず初めにですね、今、答弁の中にもございましたように、今回の障害者総合支援法においてはですね、国が自立支援給付については行くと。地域生活支援事業に関しては県や市町村が行うというような状況だと思いますが、若干ですね、この自立支援給付と地域生活支援事業は若干違ってまして、自立支援給付については国がサービスの類型や運用ルールを定めると、そういった状況ですけども、地域生活支援事業に関しては基本的には県・市町村がそういったルールを決めると、定めるようになってます。基本的にそういうことでありますが、実施主体者はあくまでも県とか市町村になるということで、当然ながら町がその役割を担うこととなりますが、今その中で、この地域生活支援事業の中に生活用具等のサービスがあるんですが、自立支援法の中には今、答弁の中にありましたように用具等の事業という中で給付となっておりますが、その「等」がついているのは貸与も含まれているということなんですけど、ここでは町としての役割はそれで正しいのでしょうか。全く貸与については含まれないというふうにご考慮されるのか、お伺いいたします。

○議長 横尾 武志君

福祉課長。

○福祉課長 吉永 博幸君

いわゆる障害者総合支援法に規定する地域生活支援事業においては、市町村が実施主体となる必須事業と定められております。その一つに、日常生活用具給付等事業がございます。ただし、議員がおっしゃられたように、市町村においては日常生活の貸与制度はなく、全て給付という考え方に沿って事業を行っております。

以上でございます。

○議長 横尾 武志君

松岡議員。

○議員 7番 松岡 泉君

説明の中では含まれないということで、要綱等を見ますとそのようになっているので、ちょっとそのあたりが、そごしている。支援法に定める中での給付等ということで、貸与も当然含まれるし、町としての取り組みとか役割としてもですね、私は含まれてもいいんじゃないかと。法律では定めておりますので、規定がありますので、そういうのはあってもいいのかなと思っておりますけど、周辺の自治体の状況も勘案すると、そのあたりは給付にとどまっているのが事実なのかなというふうにご捉えました。

それでですね、今回そういったサービスをやっていただくということで町のほうにも要望され

令和元年第4回定例会（松岡泉議員一般質問）

たみたいですが、現行の規定によってですね、今回の事案についての対応は、じゃあ、どのように行われたのかお伺いいたします。

○議長 横尾 武志君

福祉課長。

○福祉課長 吉永 博幸君

今回、当事者のお父さんの主訴は「電動車椅子用昇降機をレンタルしたい。」というものでございました。電動車椅子用昇降機につきましては、厚生労働省が示した日常生活用具の参考例にも記載されておりませんでしたので、近隣市町へ情報収集、福岡県へ問い合わせた結果、介護・訓練支援用具の移動用リフトとして給付が可能であるとのアドバイスをいただきました。ただし、移動用リフトとして給付決定すれば、給付限度額が15万9,000円までとなり、電動車椅子用昇降機を購入する場合、自己負担額が約35万円必要となる状況でございました。一方で、電動車椅子用昇降機の設置は、福岡県の「住みよか事業」を活用した住宅改修でも可能であるとの見解が県から示されました。この場合、補助金が30万円まで交付できますので、自己負担は20万円です。ただし、双方とも電動車椅子用昇降機を給付する制度であり、レンタルはできません。結果的に今回のケースは、後者である住宅改修で対応しております。

以上でございます。

○議長 横尾 武志君

松岡議員。

○議員 7番 松岡 泉君

今、答弁がありましたように、非常にですね、金額的にもリースができないということで、リースは数千円で高齢者の福祉サービスは受けられるわけですが、障害者の方にしてみればですね、数十万円の経費がいるというような状況で、私はそのあたりの格差が非常に大きいので、それで国の施策としていいのかなとちょっと疑問に思っております。今後、そういうことも取り組んでいかなければならないと思いますし、行政のほうでも、町も含めてですね、何らかの施策を講じていただければと考えるわけですが、そういった中でですね、この、今言ったサポートをいろいろやって町のほうも取り組んでもらって、今回の事案について対応していただいたわけですが、これについても規定の中には1回限りと、また、条件がかなり付与されてまして、実際これを継続的に、本人が高齢者福祉事業のサービスを受けられるような状況になるまでの間、それが保てるかどうかというのが大きな問題になるかと思うんですけど。

将来のそういったですね、故障をした場合の補償または補助ですね、支援、これについて大きな課題が残るわけですが、この課題についての対応について、町のほうは今後どのように対応するように考えられますか。お伺いいたします。

○議長 横尾 武志君

福祉課長。

○福祉課長 吉永 博幸君

将来、新たな課題がということなんですけど、まず課題のほうを説明させていただきたいと思います。介護保険制度における福祉用具はレンタルが原則でございます。例えば破損等があった場合、基本的には自己負担がなく交換ができます。つまり、原則的にはメンテナンス費用は不要でございます。しかしながら、今回は住宅改修という手法で対応したため、あくまで給付であり、1つ目の問題は電動車椅子用昇降機のメンテナンスを自分でしていく必要があるということでございます。修繕対応は全額自己負担となります。また、住宅改修の仕組みとして、2度目の工事は基本的にできません。修理不能となれば全額自己負担での更新、または日常生活用具の給付制度を活用して15万9,000円の支給限度額で電動車椅子用昇降機を更新しなければならなくなり、介護保険制度のレンタルに比較して経済的な負担がふえること。この2つの負担がございます。したがって、現制度の中でいわゆる更新ということを考えるのであれば、今申しましたとおり、日常生活用具の給付制度ということで、先ほども申しましたとおり、現状では15万9,000円の支給限度額で電動車椅子用昇降機を更新していただくというのが、現在の枠の中での対応になるかと思っております。

以上でございます。

○議長 横尾 武志君

松岡議員。

○議員 7番 松岡 泉君

今、答弁の中にあつたようにですね、本当に障害者の方については、カスタマイズで、そういったので影響を受けないような用具に関してもですね、いろんな規則類の中で適応できるものを探してですね、支援していただいたと。その中で、やっとなら若干、購入に関しての補助を受けられる状態になったということですが、そういった機器を購入するというだけでも非常に負担が大きい。そして、それを維持運用、管理していく中で、故障、定期メンテナンス、そんなのは「自分で、手前を出しなさいよ」と。金額がまた、かさんでいくわけですね。そういった面からいうと本当に不適當な支援じゃないかと。まずまず軽減を図って、充実をしなければならないというふうに思うわけですね。これも1回限りですからね。次は途中で使えなくなって、まだ必要だったらどうするのかといったときに福祉課のほうでも相談すると、それ以外で使えるものを探していただくような話ですけども。今、最大30万ぐらいの県からの住宅改修費でどうにか補っているというような状況ですので、本当に不安です。ずっとこう、使用されるかなと。大事に使われるというのは当然のことだと思うんですけど、万が一、機械ですのでですね、機器ですので、壊れるの

は皆さん重々承知だと思いますけど。壊れないという保障はどこにもありません。担保されるものはありませんので、その点はしっかり考えなければならぬと思います。

今回の場合はですね、この事案は生活用具給付事業ということなんですが、障害者の方にとってはですね、同じようなこの補助というか、そういう面は十分でないというような問題がいろいろ起きていますと聞いております。町のほうでも掌握されているようでありますので、障害者福祉サービスにかかわる同種事案はどういったものがあるか、お伺いいたします。

○議長 横尾 武志君

福祉課長。

○福祉課長 吉永 博幸君

郡内4町で情報交換する機会がございまして、その際に課題となっておりますものが人工内耳と人工鼻に関するものでございます。前者につきましては、片方の装着であれば医療保険で対応でき、手術費用等は100万円以上必要ですが、自立支援医療や高額療養費制度を活用することにより、一定程度自己負担を抑制できます。しかし、故障、両耳装用の場合は医療保険の対象外となるほか、また、毎年交換する電池代やスピーチプロセッサなどのメンテナンス費用も必要になります。このことに関しては、障害者へのサービスである日常生活用具の給付の一つとして補聴器の給付が認められているのに、より重度の難聴者用の人工内耳の装着やメンテナンスに関しては、国は日常生活用具の給付としては認めておらず、矛盾が生じていると考えております。人工鼻に関しては気管切開をされた方が使うもので、鼻からの通気がなくなりますので、かわりに喉の開口部から空気が入り出すこととなります。そのため、鼻のかわりとなって入ってくる空気に湿度と温度を与える装置でございまして、この人工鼻の消耗品部分を定期的に交換する必要がありますが、その費用が月額2万円を超える場合もございまして、このことについても日常生活用具の給付対象と国はしておりません。

以上でございます。

○議長 横尾 武志君

松岡議員。

○議員 7番 松岡 泉君

やはり同じようなですね、事例案があるということで、手厚く障害者の方の支援もやる必要があると思います。

要旨(3)に移りますけども、町は障害者への適切なサービスのあり方をどう考えるかという点ではありますが、今回の事案ですけども、これについてですね、抜本的な対策をどう考えるかと。課題の改善策としてですね、国への行政改善要望等を上げるべきだと私は思うわけですけど、この点はいかがでしょうか。

○議長 横尾 武志君

福祉課長。

○福祉課長 吉永 博幸君

障害者へのサービスの基本は、国や県の財源が投入されている以上、同じ県内・国内では同様のサービスが提供されるべきであり、居住地で格差がつくことは課題であると考えております。具体的には、平成18年度の厚生労働省通知を見直していただくということが、国においてぜひ取り組んでいただきたいと思いますと考えております。

それと人工内耳に関しましては、多くの声が福岡県に届いた結果、県から国への要望等の一定の取り組みが進んでいるものと判断されます。このため、私ども自治体は、県を通して国へ市町村の実態や要望を声として届け、よりよい障害福祉サービスが提供できるよう働きかけていくことが基本だと考えております。

以上でございます。

○議長 横尾 武志君

松岡議員。

○議員 7番 松岡 泉君

今の答弁にありましたように、自治体格差が生じるのはどうかという点も指摘はありましたけれども、当然の暫定的な処置としてはですね、市町村の中でもそういった格差が生じても不思議ではないだろうと私は思うわけですね。そういう面からすると、やっぱり国が施策を講じるまでの間、ずっとそういった障害者に負担を強いるというのはどうかと考えるわけです。

最後にお伺いしますけれども、市町村単独によるサービスの提供、今、見解については述べられたかと思いますが、もう一度、再度確認いたします。この見解についてお伺いいたします。

○議長 横尾 武志君

福祉課長。

○福祉課長 吉永 博幸君

市町村が補助金を創設するなど、制度的には可能であろうと考えます。しかしながら、日常生活用具の給付事業が市町村事業とはいえ、国が2分の1を、県が4分の1を支援する障害者へのサービスでございます。住んでいる自治体が違うためにサービスに格差が生じるようなことは、障害者にとって適切なことではないと考えます。そこで、市町村事業であっても全国どこでも同様のサービスが受けられるよう、国において平成18年の厚生労働省告示第529号「障害者自立支援法第77条第1項第2号の規定に基づき厚生労働大臣が定める日常生活上の便宜を図るための用具」を見直していただき、必要な用具種類を加えるとともに、貸与という方法の拡大を推進していただきたいと思いますと考えております。そのためにも私どもは、引き続き県などへ実態に関する

令和元年第4回定例会（松岡泉議員一般質問）

情報提供や要望を行ってまいりたいと考えております。

以上でございます。

○議長 横尾 武志君

松岡議員。

○議員 7番 松岡 泉君

町としてもですね、そういうことで、しっかりとですね、要望を県のほうに上げていただいて、こういった改善を図っていただけるような、国がそういった施策を講じていただけるように尽力していただきたい。私自身もですね、党としまして、公明党としましても国会議員等に訴えさせていただいてですね、そういった格差があるんだということをしっかりと訴えて、国会の場ですね、国会議員に働きかけをしていきたいと考えております。そのような中で、こういった障害者の方のサービス提供が充実、手厚くなるようにしっかりと今後とも取り組んでまいりたいと思います。1件目はこれもちまして終わらせていただきます。

2件目はですね、AEDの普及促進についてです。このAEDの設置についてはですね、義務規定はございません。緊急時に有効な手段として設置を推進している自治体がふえておりますが、町の公共施設でも設置はされていると聞いております。しかしながら、さらなる普及啓発や適切な管理を図るべきと考えて、お伺いしていきたいと思っております。

このAEDですけども、自動体外式除細動器のことではありますが、これはですね、心臓が心室細動を起こし心肺停止になった場合に、心臓に電気ショックを与えて心臓を正規に戻す医療機器です。このAEDですけども、薬事法の医療機器として指定されております。実際はですね、医療機器ですので誰でも使えないわけですけども、平成16年の7月、厚生労働省医政局長の通知によってですね、一定の条件の中で使えるようになりました。

条件をちょっと紹介しますと、医師等を探す努力をしても見つからない等、医師等による速やかな対応を得ることが困難であること、1つですね。2つ目、使用者が対象者の意識、呼吸がないことを確認していること。3つ目、使用者がAEDの使用に必要な講習を受けていること。4つ目が、使用されるAEDが医療機器として薬事法上の承認を得ていること。この4つがそろって、非医療従事者である一般の庶民の方ですね、町の町民の皆さんも使用することが可能となるわけです。

そういった医療機器ですけども、実はですね、サッカー選手が練習中に心筋梗塞で死亡するなどのことが起こったということで、各地からもですね、行政要望等が上がってまして、これは関東、京都、北海道が、何かそういったのが上がっている著名なところでもありますけども、その要望はですね、公共施設や不特定多数が利用する施設へのAEDの設置を推進してほしい。数をふやして必要なところに設置してほしいということですね。それから、設置しているAEDの中に

令和元年第4回定例会（松岡泉議員一般質問）

電池切れ、まあ電源が作動しないなどのトラブルもあるので維持管理を適切にしてほしいと。使えなければ何にもならないということですね。それから3つ目は、これがどこに設置しているかわからないと。町民がわかりやすい場所の情報を提供してもらいたいというような3つの御要望が上がっております。

それで要旨（1）ですけれども、AEDの設置の普及促進の見解について、まずお伺いいたします。答弁をお願いします。

○議長 横尾 武志君

総務課長。

○総務課長 松尾 徳昭君

AED設置の普及促進の見解という形で、突然の心臓停止は死因の上位に挙げられ、いつでも、どこでも、誰にでも起こり得る可能性があるというふうに思っております。先ほど松岡議員が言われましたとおり、この自動体外式除細動器につきましては心臓機能を正常に戻すことができるというところの中で非常に有効な手段であり、AEDの設置は必要という形の中で認識をしております。また、一般の方も音声メッセージをもとに操作することができることは、非常にメリットがある機器であるというふうに認識をしております。運動中の不慮の事故、先ほども出ましたサッカー選手とか、部活動中にボールが胸に当たって心臓が正常な動きをしていないというところで、このAEDがあると助かったという事例も聞いております。そういうことを踏まえまして、芦屋町では平成18年に財団法人福岡県市町村振興協会より無償配付を受け、もしもの場合に備えて町内公共施設18カ所に設置をしているというところでございます。

以上です。

○議長 横尾 武志君

松岡議員。

○議員 7番 松岡 泉君

町のほうでは義務規定はございませんけれども、設置、普及促進を図るという見解、それでよろしいかと思いますが。

要旨（2）に移りますが、それではですね、AEDの町内での設置状況はということで、町内で設置している場所について把握されていると思いますけど、どういう状況でしょうか。お伺いいたします。

○議長 横尾 武志君

総務課長。

○総務課長 松尾 徳昭君

先ほど答弁で18カ所というところにつきましては、平成18年に18カ所設置し、その後、

令和元年第4回定例会（松岡泉議員一般質問）

平成29年に機器の老朽化により入れかえを行っております。平成29年度からは、町の公共施設については20カ所に設置をしております。設置場所につきましては役場1階の総合案内所の横。学校施設につきましては緑ヶ丘保育園、山鹿保育所、3小学校、中学校の事務室、職員室前、社会教育施設として総合体育館、テニスコート場、中央公民館、芦屋東公民館、山鹿公民館、町民会館、芦屋釜の里、芦屋歴史の里の事務所前、老人憩の家寿楽会館・鶴松荘・山鹿荘の事務所室入り口等に設置しております。それと、あと、子育て支援センターの事務所前、マリントラスあしやの1階エレベーター前に各1台を設置しております。そのほかで把握しているところにつきましては、レジャープールアクアシアンと競艇場です。私立の幼稚園、保育園につきましてもAEDを設置しているという形で情報を得ております。芦屋町の公共施設にて、ほぼ設置をしているというところが現状でございます。

以上です。

○議長 横尾 武志君

松岡議員。

○議員 7番 松岡 泉君

20カ所、プラスアルファの設置が芦屋町の中でもされているということだと思います。まず、これについてですね、町のほうとしては設置場所についての配置については適正と考えておられるのか。また、それ以外ですね、今のアクアシアンとか観光協会等で管理されているところとか、そういうのも含めてですね、ある程度はされてるかと思うんですけど、それ以外にですね、事業者さん等も含めて普及促進、協力依頼についてお考えがあるのかどうか、お伺いいたします。

○議長 横尾 武志君

総務課長。

○総務課長 松尾 徳昭君

他の事業者というところでの普及促進というところに関しましては、先ほども松岡議員が言われてました不特定多数集まる場所というところは、やはり公共施設が一番多いのではないかとというふうに考えております。そこで充実を図っていきけるのではないかと。それと、あと、今度は一般の事業者等の設置のお願いにつきましては、やはり金額的にも数十万、購入する場合はかかりますので、なかなか難しいのではないかとというふうに考えておりますけれど、設置場所や設置するところにつきましては、そういう不特定多数が集まるようなスーパー等お願いのできるのであれば、ちょっと状況確認をして注視をしていきたいというふうには考えております。

以上です。

○議長 横尾 武志君

松岡議員。

○議員 7番 松岡 泉君

この、いろんなところに設置していただくということですが、このAEDについては、やっぱり使用ができる条件を整えていなければならないと思うんですね。だから、使用できる要件をまず整える必要があるかと思うんですね。これについてはですね、まず、どこにあるか周知されておかないとやっぱり意味がないと思うんですね。それから2つ目は、使用できる状態が維持されておらないといけないと。3つ目は、適切に使用できる人がいるかどうか。先ほどの、この医療法で定めておられる、薬事法で定められておりますので、医療機器ですので先ほどの条件がかかってくるわけですが、使用できる人については、そういった講習も受けておかなければならない。こういった方が、条件がそろった中でしか扱えない状況にありますので、これをしっかりと管理する上では、よくこの要件を守っていかなければならないと思います。

それではですね、そういうことで、設置場所の周知、それから維持管理が適切にやっているのかどうか、それから使用できる人の配置状況がどうなっているのか、お伺いいたします。

○議長 横尾 武志君

総務課長。

○総務課長 松尾 徳昭君

設置場所につきましては、周知につきましては、町のホームページのくらしの情報、消防の中にAED（自動体外式除細動器）についてと題した中に、設置場所を掲載しております。

維持管理につきましては、平成29年から5年間のリース契約を行い、保証・保守については、期間内において通常使用による故障や製品の不具合が認められた際には無償修理を行うこと。保証期間内の有効期限経過及び救命使用时等、必要に応じ電極パッド及びバッテリーの無償交換・供給を行うこととしております。

使用できる人の配置につきましては、正規職員のほうがAEDのほうにつきましては使用できるという形になっておりますし、1階部分では保健師さんもいますし、総務課につきましても2年に一遍、消防団と普通救命講習を行って、総務課の消防担当につきましてはAEDの取り扱いができるような形で訓練はやっております。

以上でございます。

○議長 横尾 武志君

松岡議員。

○議員 7番 松岡 泉君

今の設置場所についてはですね、ホームページに一応そういった記載があるということなんですけども、こういった、どこにあるかわからないという御意見もありますので、今後ですね、こういった配置状況については逐次、広報あしや等も含めてですね、定期的によっぱり町民の皆さま

んに、どこにあるかっていうのは明示していかないと、なかなか徹底できないのかなと思います。そういうことを今後とも取り組んでいただけたらというふうに思います。あとはですね、使用者の状況ですけれども、やはりどこで起こるかわかりませんのでですね、その公共施設で、ある程度の人員は確保しなければならないと思います。

続きますけれども、次ですが、このAEDの設置保守点検はリース会社で行っておられるということなんですけれども、いろんな場所で、公共場所に設置されているということなんで、とりあえず生涯学習課が結構、公共施設を維持管理されてますので、所管ということで生涯学習課のほうの状況についてお聞きしたいと思います。この使用は、いつでも使用できる状態に維持されているか、また、使用できる人はいるのかどうか、生涯学習課所管のところをお願いいたします。

○議長 横尾 武志君

生涯学習課長。

○生涯学習課長 本石 美香君

それでは、まず初めに生涯学習課所管施設に設置していますAEDの日常の管理状況についてお答えいたします。平成21年度の厚生労働省通知「自動体外式除細動器（AED）の適切な管理等の実施について」には、AEDの日常点検の実施方法について明示されており、これに準じて実施しております。具体的な方法ですが、AED本体には正常に動くかどうかAEDの状態を確認するためのランプや画面がついていて、各施設に設置されているAEDは緑のランプが点灯していれば正常となります。そこでAEDを設置している各施設では、各施設勤務職員が日々、開館及び閉館時や朝・夕方方の館内巡回時等にこのランプが点灯しているかどうかの確認を行い、結果を業務日誌や巡回リストに記録して日常管理を行っております。

次に、使用できる職員の配置についてですが、平成20年に全庁的に行った普通救命講習を受講した職員の配置や、平成29年にAEDの更新を行った際に各施設勤務職員が設置業者から取り扱い説明を受けておりますが、生涯学習課職員に対し独自に取り扱いについての研修等は行っておりません。各施設勤務職員の大半が雇用期限が定められた任期付職員や臨時任用職員でもあり、また、以前講習や取り扱い説明を受けた以後に採用及び配置された職員もおります。各施設勤務職員に対するAED取り扱いの講習等については、総務課とも協議し検討したいと考えております。

以上です。

○議長 横尾 武志君

松岡議員。

○議員 7番 松岡 泉君

先ほど述べました使用要件の中にもありますように、こういった取り扱いができる人がいなか

れば使えないわけですので、せつかくのですね、救える命が救えなくなりますので、そういった講習も受講できる体制は整えるべきだと考えます。それと、要件の1つであります電池切れがあったというような、他の自治体でもそういったことも聞かれますので、定期的な確認、これもやっぱり義務づけして、しっかりと、せつかく設置されたものでありますので、管理を適切に行うべきだと考えます。

それでは（4）ですけど、特に重要であります子供たちの教育現場ですけど、学校における救命教育に関しましてはですね、昨年の3月に公示された中学校新学習指導要領の中に、保健体育の中の分野の中に、応急手当を適切にできることということで記載があります。そういうことで、学校のほうでの救命教育はどのように行われているのか、学校教育課のほうにお伺いいたします。

○議長 横尾 武志君

学校教育課長。

○学校教育課長 新開 晴浩君

学校での救命教育の実施状況ですが、教職員、中学校、各小学校の順で御報告します。

まず、教職員の救命教育の実施状況ですが、4校とも毎年1回、AED操作を含む普通救命講習を受講しております。次に中学校生徒ですが、2年生の保健体育の時間に保健分野の授業としてAED操作を含む普通救命講習を受講しており、受講者生徒は講習終了カードを取得しております。そして小学校児童ですが、まだAED操作は学ばせておりません。また、救命教育の実施状況は、学校によってばらつきがあります。芦屋東小学校では、遠賀郡消防本部職員に来ていただき、5、6年生が応急手当の講義と人形を使った胸骨圧迫の訓練を受けております。山鹿小学校では、遠賀郡消防本部職員に来ていただき、6年生が応急手当の講義と人形を使った胸骨圧迫の訓練を受けております。なお芦屋小学校では、現在は救命教育を実施しておりません。

以上です。

○議長 横尾 武志君

松岡議員。

○議員 7番 松岡 泉君

埼玉のほうはですね、やっぱり小学校の子供、児童が亡くなってですね、テキストをつくって、中学校も毎年ですね、そういった講習をやって、子供たちに心肺蘇生法を演練してるというようなことを聞いております。

我が町の取り組みですけど、今後の学校教育についてどのように行われるのか、まずお伺いいたします。

○議長 横尾 武志君

学校教育課長。

○学校教育課長 新開 晴浩君

まず、小学校児童については今後もAED操作を学ばせる予定はありません。ただし、応急手当や胸骨圧迫、心肺蘇生法などを学ぶ救命教育の重要性・必要性については十分認識しております。このため令和2年度からは、芦屋小学校におきましても高学年児童を対象に、応急手当の講義と人形を使った胸骨圧迫の訓練を実施する方針です。そして先ほど答弁しましたように、中学2年生になった段階でAED操作を含む普通救命講習を受講させ、講習終了カードを交付することにより生徒に達成感と満足感を感じてもらいます。AED操作を学ぶのに小学校高学年で早過ぎると思いませんが、まず、応急手当の講義や人形を使った胸骨圧迫の訓練を体験するだけでも、小学校段階では十分ではないかと考えております。

以上です。

○議長 横尾 武志君

松岡議員。

○議員 7番 松岡 泉君

この教育ですけれども、人を救うための講習ですけれども、学校のほうでも行っていただいでですね、これが結果として子供たちの今後の将来に向かって自信にもつながりますし、社会に貢献できる体制がとれるかと思いますので、学校のほうでもしっかりと取り組んでもらって、みんなが使えるようになればというふうに思います。

2件目終わりました、最後は民生委員の確保についてであります。

福岡県ではですね、2016年12月の民生委員・児童委員一斉改選において、福岡県の所管57市町村のうちですね、38市町村で191名の欠員が発生しております。一斉改選を行ってから1年経過した時点の2017年12月時点においても、34市町村で122名の欠員が生じていると、こういう状況にあります。この欠員ですけれども、この発生は住民サービスの欠如につながるだけではなく、欠員地域をカバーする民生委員の業務負担を招くなど、地域福祉増進の妨げとなっております。県のほうではですね、そういった課題があるということで検討委員会を設置しまして対策を講じております。そういうことで、我が町についても、この民生委員の確保について問題があるのではないかと考えますのでお伺いしたいと思います。

初めに要旨（1）ですけれども、民生委員の充足状況についてはどうなっているかということなんですけど、現在の民生委員の配置状況と活動状況についてお伺いいたします。

○議長 横尾 武志君

福祉課長。

○福祉課長 吉永 博幸君

民生委員につきましては、本年12月1日が一斉改選の改選日でした。結果として、

令和元年第4回定例会（松岡泉議員一般質問）

民生委員の方が定足数30名のところ24名、主任児童委員の定足数2名のところ2名で、合計26名体制となっております。総数としては、一斉改選前と比較して1名減少しておるような状況でございます。

それから活動状況でございますけれども、民生委員法、児童委員法に、活動の———どういった活動をするかということが規定されておりますけれども、主に地域での見守り、それから住民の生活情報の把握、相談に応じて助言や必要な援助を行うこと、それから福祉事務所を初めとする関係行政機関に協力することが主な職務・活動内容となります。

以上でございます。

○議長 横尾 武志君

松岡議員。

○議員 7番 松岡 泉君

26名ということで、まだ少し下がってるような話もありますけれども。

それでは要旨（2）ですけれども、民生委員確保の課題は何かということで、欠員が発生する要因、それと、ことし12月も改選されると思うんですけど、その状況についてお伺いいたします。

○議長 横尾 武志君

福祉課長。

○福祉課長 吉永 博幸君

民生委員の欠員は全国的な傾向でございます。全国的に民生委員の方は高齢化していることによって活動が困難になること。次に、高齢者や生活困窮者、母子家庭などがふえ、福祉におけるニーズの多様化や複雑化により、民生委員の負担が増加していることが指摘されております。今回の改選に当たり民生委員・児童委員協議会の会長や自治区長さんとともに、多くの方に就任依頼を行った際にも「民生委員は大変だから」という理由で多くの方が就任を固辞されました。また、家族の介護やお世話等を理由にされておられる方もおられました。

それと改選状況でございますけれども、先ほど言いましたように、前回、一斉改選前は総数で27名でございましたけれども現状では26名ということで、改選前と比較して1名減少しているという状況でございます。

以上でございます。

○議長 横尾 武志君

松岡議員。

○議員 7番 松岡 泉君

もう一度確認しますが、ことしの改選状況は27名から1名減ということでよろしいですか。

○議長 横尾 武志君

福祉課長。

○福祉課長 吉永 博幸君

そのとおりでございます。

○議長 横尾 武志君

松岡議員。

○議員 7番 松岡 泉君

徐々に減りつつあるということで、この福祉増進については非常に懸念されるところだと思います。そんな中ですね、先ほど言いましたように、県のほうもその問題をやはり真剣に考えているということで、取り組みの対策検討会でもいろんな論議がされております。特に市町村に対してはですね、同じようにこの問題把握していただいて、対策について検討してもらいたいというのを県の検討委員会のほうから結果報告されておりますが、これについて町のほうは、検討委員会は開催されたんでしょうか。お伺いいたします。

○議長 横尾 武志君

福祉課長。

○福祉課長 吉永 博幸君

福岡県が平成30年5月に設置した民生委員確保のための検討会については、民生委員のなり手確保に関する検討を行うことを目的として、平成30年12月に結果が取りまとめられております。ちょっとまず、検討結果を説明しますと、県の選任基準における原則75歳未満の見直し。県から市町村への推薦文書の発出を早める。候補者向けのリーフレットの製作、小中学校PTAへの働きかけ。民生委員の研修を見直し、実践的なものにする。自治会等へ民生委員活動の妨げとなるような充て職は控えていただくよう市町村を通じて要望する。6つ目、民生委員と一体となって活動する福祉委員の好事例を発信する。7、活動に関するQアンドAを作成し、市町村に配付する。8番目が、市町村への民生委員確保のための検討会開催を要請するというところで、議員の御質問でございます。

主に県のやるべきことを規定されておるんですけども、議員の御質問にございました民生委員確保のための検討会につきましては今回設置しておりませんが、昨年11月から民生委員・児童委員協議会と意見交換した上で、民生委員の確保について事務局である福祉課と共同で方針を定め、区長会でも協力を要請して取り組んできました。

以上でございます。

○議長 横尾 武志君

松岡議員。

○議員 7番 松岡 泉君

令和元年第4回定例会（松岡泉議員一般質問）

具体的な対策は何か、今のところお考えはどうなんでしょうか。

○議長 横尾 武志君

福祉課長。

○福祉課長 吉永 博幸君

民生委員の確保は喫緊の課題でございます。本町においては本年11月に会長及び副会長と今後の対応策を協議し、その方針を11月の定例会で全ての民生委員の方へ説明したところでございます。具体的な方策については、民生委員の負担軽減、実情にあった担当地域などの見直しなどが考えられますが、今後も協議を進め、3年後の一斉改選までには何らかの施策効果が発揮できるようにしたいと考えております。なお、今回の民生委員の一斉改選後においても、民生委員が選任されていない地域の区長さん等と調整を行っており、引き続き民生委員の選出に努力を行ってまいります。

以上でございます。

○議長 横尾 武志君

松岡議員。

○議員 7番 松岡 泉君

お話を聞くとですね、今までの民生委員の経験者の方から御要望等お話をちょっとお伺いしたんですけど、校区ごとの定数の指定をして民生委員の確保をしていったほうが、人員の確保ができるんじゃないかという御意見がございました。そういった校区ごとでまとめてですね、この定数を制定すると、そういったものは可能でしょうか。

○議長 横尾 武志君

福祉課長。

○福祉課長 吉永 博幸君

民生委員の定数につきましては、民生委員法第4条に「都道府県知事が市町村長の意向を聞いてこれを定める。」とあり、その定数基準が平成19年8月10日付の厚生労働省通知で示されているところでございます。当該通知によれば、町村では70から200世帯ごとに民生委員1名と定められています。言いかえれば、70から200世帯ごとに1人の民生委員の担当区域を定めなければならないこととなります。したがって、小学校区ごとなどを単位として複数の民生委員を配置することはできないということとなります。しかしながら、配置されている民生委員が小学校区ごとにチームとなり欠員地区をカバーしていく方法も考えられるため、民生委員・児童委員協議会の方々と意見交換をさせていただいております。

以上でございます。

○議長 横尾 武志君

松岡議員。

○議員 7番 松岡 泉君

とにもかくにも、この非常に重要な役職の方の委員ですので、いろんな規定もございましょうけども、やはり皆さんが、民生委員の方自身もそうでしょうし、住民の皆さんも安心してですね、安心して暮らせるような体制になればと考えますので、できる、できないというのはあるかと思うんですけど、しっかりと対応についてはですね、さらに検討していただきまして、いいほうにいけばと思いますので、今後ともですね、しっかりと取り組む必要があるかと思います。

これは県のレベルでの参考事例なんですけど、栃木県ではですね、協力者や後継者を育成する事業を行っておりまして、まず、民生委員制度や活動を学ぶ講座を開いておると。また、一日同行して活動を体験する機会を設けて取り組んでおると。そういった中で地域全体でですね、民生委員活動を支える機運の醸成を図っているというような事例もございます。これは県レベルでありますので、町レベルでどのあたりができるかというのは疑問点もあるかと思うんですけど、そういった民生委員の方に対する協力、また、サポートする機運の醸成、そういった中でやはりこういった委員の方の人材確保は進んでいくかと思いますので、取り組んでもらえればと思います。

とにもかくにも、この民生委員の確保は喫緊の課題でございますので、今後ともですね、活動に協力して人材確保に全員で取り組んでいかなければならないと考えます。

以上をもちまして、松岡の一般質問3件について終わらせていただきます。以上です。

○議長 横尾 武志君

以上で、松岡議員の一般質問は終わりました。